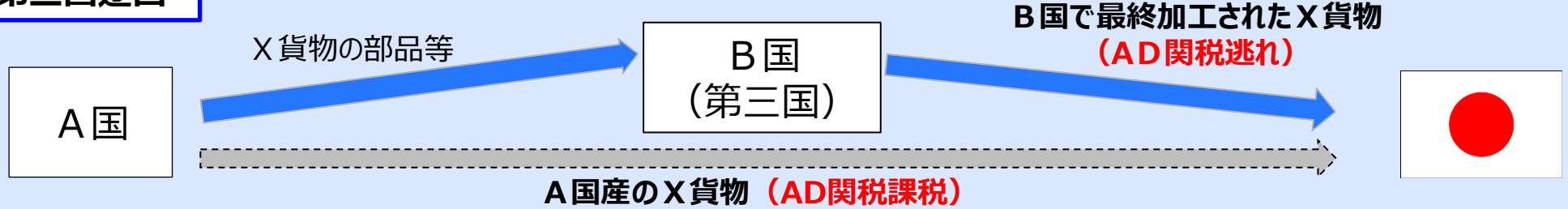


アンチダンピング関税の迂回の類型

- **第三国迂回**: A D 関税の対象国から対象製品の部品等を第三国に輸出し、第三国内の加工設備において最終加工後に輸入国（本邦）へ輸出することで、A D 関税を迂回。
- **軽微変更迂回**: A D 関税の対象製品をわずかに異なる製品（A D 関税対象外）に切り替えて輸出することで、A D 関税を迂回。
- **輸入国迂回**: A D 関税の対象国から対象製品の部品等（A D 関税対象外）を輸入国（本邦）に輸出し、本邦内の加工設備において最終加工することで、A D 関税を迂回。

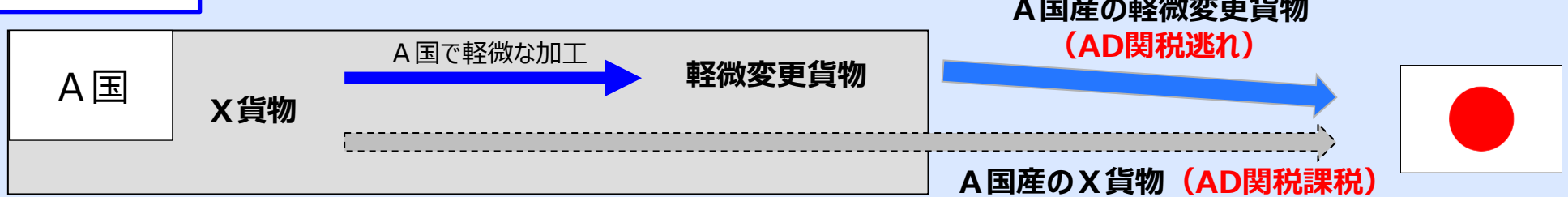
第三国迂回

（A 国産のX 貨物に対してA D 関税が課されている場合）



軽微変更迂回

（A 国産のX 貨物に対してA D 関税が課されている場合）



輸入国迂回

（A 国産のX 貨物に対してA D 関税が課されている場合）

